

市・府民税、所得税等の申告はお早めに

■市・府民税の申告は市税事務所または区役所の臨時窓口(2月1日(月)～3月15日(火))*土・日・祝日は除くへ

申告期間 2月1日(月)～3月15日(火)
*土・日・祝日は除く

対 ●平成28年1月1日現在、市内在住で、27年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方。

●27年中に収入がなく、課税証明などの所得額の欄に「0円」と記載が必要な方(未申告の方は課税証明などの所得額の欄が空白となります)。

*27年分の所得税の確定申告をされる方や、27年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方は、通常申告は不要です。なお、前年に申告された方には、1月末頃に申告書の用紙を送付します。

■平成28年度 市・府民税の主な変更点

●ふるさと納税

(1) 寄附金税額控除の上限額が約2倍に拡充(平成27年1月1日以降の地方自治体への寄附が対象)。

(2) ワンストップ特例制度を利用された場合、税の申告をされなくても、所得税相当分を含む寄附金税額控除が個人市・府民税から控除(平成27年4月1日以降の寄附が対象)。ただし、平成27年1月1日～3月31日にふるさと納税をされた方、寄附先の地方自治体が6団体以上の方、寄附金以外の控除の申告をされる方などは、確定申告または市・府民税申告で寄附金の申告をしていただく必要があります。

●京都府豊かな森を育てる府民税

平成28年度から、府民の暮らしの安全・安心を守るための森林の整備・保全や森林資源の循環利用を目的とした「京都府豊かな森を育てる府民税」として個人の府民税(均等割)に年額600円が上乗せされます。詳しくは、府林務課(☎414-5016)へ。

■公的年金などを受給されている方へ

①公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下、かつ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。

*①、②の両方に該当する方でも、確定申告書の提出が必要となる場合があります。

●所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる場合は、確定申告書提出必要。

●所得税及び復興特別所得税の申告が不要でも、市・府民税の申告が必要となる場合あり。

■所得税及び復興特別所得税の申告は確定申告会場へ

申告期間 2月16日(火)～3月15日(火)
*土・日・祝日は除く

対 ①事業所得や不動産所得などから算出される所得税額がある方②給与所得金額以外の所得金額が20万円を超える方や、給与収入が2,000万円を超える方③給与所得者や公的年金受給者で住宅ローン控除・医療費控除・寄附金控除・給与や年金から天引きされていない社会保険料控除

などがあり、申告で源泉徴収された所得税などが還付される方
*詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

会場	開催期間・相談受付時間
右京税務署の申告会場 京都府中小企業会館 2階大ホール (西大路五条下る東側) *中京税務署との合同開催となっています	2月3日(水)～3月15日(火)*土・日・祝日は除く。相談受付 9時～16時 *混雑状況により16時以前に相談受付を終了する場合があります。 *上記の期間中は、右京税務署庁舎内には確定申告会場は設けておりません。右京税務署では、作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。 *申告会場では、電話によるお問い合わせは受け付けておりません。確定申告コールセンターへお電話ください。 *申告会場では、納付することはできません。最寄りの金融機関で納付してください。
広域申告センター 京都府中小企業会館 2階大ホール (西大路五条下る東側) *今年は池坊短期大学では行っていません。	2月21日(日)および2月28日(日) 開設時間 9時～17時

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
※譲渡所得・贈与税は京都府中小企業会館2階大ホールの確定申告会場へ。
※相続税については右京税務署でご相談ください(個別相談は事前予約が必要です)。
※給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については、申告期間内に限り、市税事務所および区役所臨時窓口でもお預かりできます。
※ご相談は「確定申告コールセンター」へ。右京税務署の代表番号(☎311-6366)におかけいただき、音声案内の「0」を選択してください。

★申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。確定申告書を作成の上、印刷して郵送などでご提出いただくか、インターネットで送信してください。詳しくは [国税庁](#) [検索](#) 郵送提出先 〒615-0007 京都市右京区西園上花田町10-1 右京税務署

問 右京税務署 ☎311-6366 市税事務所(市民税第3担当) ☎746-5843

情報掲示板

税

2月と3月は「滞納整理強化期間」です

市では、納税の公平性と市税収入を確保するため、滞納市税の徴収強化に努めています。

2月および3月の2カ月間を今年度2回目となる市税の「滞納整理強化期間」に設定し、期間中は、昼間や平日に連絡がとれない方に対して、夜間・休日に各戸訪問や電話などにより、納税の指導、催告等を実施します。また、納付に進展がない滞納者に対しては、法令の規定に基づき、徹底した財産調査(預貯金・給与・生命保険・不動産・動産など)や差押えを行い、差押えた財産のうち公売可能なものについては、公売を実施するなど、集中的に市税徴収の取り組みを進めます。

特別な事情があって市税の納付が困難な場合は、納税相談を受け付けておりますので、早急に税務センターまでお越しください。詳しくは、税務センターからの送付文書をご確認ください。

問 右京税務センター ☎861-1849

福祉

京北地域にお住まいの方は京北出張所 福祉担当 ☎852-1815へお問

い合わせください。

■国民健康保険からのお知らせ

介護保険適用除外施設に入所(または退所)されたときは、14日以内に届出が必要です

介護保険適用除外施設に入所中の方は、介護保険の被保険者となりませんので、入所中は介護分保険料がかかりません。

京都市国保に加入中の40歳から64歳までの方が介護保険適用除外施設に入所または施設から退所された場合には、14日以内に必ず保険年金課へお届けください。

問 保険年金課資格担当 ☎861-2032

■ご存知ですか?福祉医療制度

市内にお住まいで健康保険に加入している方を対象に福祉医療制度を実施しています。

制度の適用を受けるには申請が必要です。申請には保険証、印かんをお持ちください。

また、制度により身体障害者手帳、戸籍謄本等が必要となります。

◆ひとり親家庭等医療

母子または父子家庭の母親または父親と児童、両親のいない児童などの健康保険の自己負担額を助成(所得制限あり)

◆重度心身障害者医療

1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方や知能指数(IQ)が35以下の方などの健康保険の自己負

担額を助成(所得制限あり)

◆老人医療

65歳以上70歳未満で所得税が課されていない世帯などの方の健康保険の自己負担額の一部を助成(所得制限あり)

問 福祉介護課 福祉担当 ☎861-1411

◆子ども医療

0歳から中学校3年生までの児童の健康保険の自己負担額の一部を助成

<入院時の自己負担限度額>

1 医療機関につき月額200円

<通院時の自己負担限度額>

①0歳～3歳未満

1 医療機関につき月額200円

②3歳～中学校3年生

月額3000円

問 市地域福祉課・児童家庭課合同分室 ☎251-1123

保健

献血にご協力ください。

日時	場所
1/20(水) 10:00～12:00、 13:00～15:00	梅津北 小学校

問 健康づくり推進課 管理担当 ☎861-2176

■成人・妊婦歯科相談

歯科医師と歯科衛生士による歯科健診、相談を行っています。(予約不要)

時 1月25日(月)、2月8日(月)、



3月14日(月) 9:00～10:30受付

所 サンサ右京2階 保健センター

対 市内在住の妊産婦および18歳以上の方

¥無料

問 健康づくり推進課 成人保健・医療担当 ☎861-2177

文化

■右京中央図書館

特集コーナー

1月「つくる!」京の初詣・ご利益さん」

2月「異形のもの」京の建築と庭園」

問 右京中央図書館 ☎871-5336

■移動図書館 こじか号



1/23(土) 10:30～12:00 京北合同庁舎前

2/ 1(月) 11:00～11:40 西京極小学校

2/ 1(月) 13:00～13:40 葛野小学校

2/ 3(水) 13:10～13:40 嵯峨小学校

2/ 4(木) 13:00～13:50 高雄小学校

問 移動図書館 ☎801-4196

■登記事項証明書をオンラインで請求できます

インターネットからオンライン請求すると、登記事項証明書手数料(通常1通600円)が、郵送送付(郵送料無料)500円、窓口受領480円とお安くなりますので、ぜひご利用ください。

問 京都地方裁判所

不動産登記部門 ☎231-0214

法人登記部門 ☎231-0292